

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則..... (医療政策課) 27

告 示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... (環境生活部総務課) 27
- 特定調達契約に係る入札の公告..... (環境生活部総務課) 28
- 家畜伝染病検査の命令 (8件)..... (畜産振興課) 29
- 家畜伝染病予防注射等の命令..... (畜産振興課) 34
- 農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課) 34
- 土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課) 34
- 土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) 34
- 道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課) 35
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 35
- 道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課) 35
- 漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正..... (漁港漁村課) 35
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 36
- 道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課) 37
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 37
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 37
- 河川区域の廃止及び同廃止による廃川敷地等の発生の一部改正..... (河川課) 37

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... 38

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則..... 38

○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則..... 38

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 38

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 38

規 則

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の3及び第2条の4第5号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の表保健師の項第7号及び第7条の5第5号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第210号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成18年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成18年3月17日に一般競争入札の公告を行うデジタル複写機の
賃貸借

- (2) 資 格 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。））契約の資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 デジタル複写機及びその附属品（用紙を除く。）の賃貸借
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成18年3月1日において、引き続き2年以上、デジタル複写機の賃貸借事業を営んでいること。
- (2) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 資格要件の特例
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期
- 資格審査の申請は、平成18年3月17日から4月21日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法
- 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道環境生活部総務課
- イ 提出先の住所 札幌市中央区北3条西6丁目
- 5 資格審査の再申請
- (1) 再申請の事由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
- 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
- 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
- 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第211号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付す事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）） 38台分（1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 履行期限（契約期間）
- 平成18年5月15日から平成21年5月14日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所（履行場所）
- 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

平成18年北海道告示第210号に規定するデジタル複写機の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館12階 共用A会議室 (2) 入札日時 平成18年4月27日 午後3時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道環境生活部総務課のホームページ (http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-soumu/soumuka/main/ks-main.htm) においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格(単価)であるものを落札者とする。 8 契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道環境生活部総務課 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 24-111 10 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予想される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 物品等の名称及び数量 複写機及びその附属品の賃貸借契約 一式 (2) 入札の公告の予定時期 平成18年8月	11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine included maintenance and supply of consumer goods. Paper is not included. Lease of copying machine. 1set B . Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., April 27 2006 C . Contact point for notice : Administrative Division, Department of Environment and Lifestyle, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan. Phone : 011-231-4111 Extension 24-111 北海道告示第212号 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。 平成18年3月17日 北海道知事 高橋 はるみ 1 実施の目的 牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域 実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) 北海道 円 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで (ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町の区域を除く。) 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。 4 実施の方法 (1) 検査は、管轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。
--	---

北海道告示第213号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
岩 見 沢 市 平成18年4月3日から8月31日まで
由 仁 町 同
北 見 市 同 4月3日から9月29日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第214号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
函 館 市 平成18年5月1日から6月30日まで
木 古 内 町 同 7月3日から8月31日まで
知 内 町 同
南 富 良 野 町 同 4月10日から6月30日まで

名 寄 市 同 6月12日から8月31日まで
士 別 市 同
当 麻 町 同
東 川 町 同
旭 川 市 同 7月3日から9月29日まで
中 頓 別 町 同 4月3日から6月1日まで
置 戸 町 同 4月14日から7月14日まで
興 部 町 同 5月8日から7月28日まで
白 老 町 同 6月30日まで
伊 達 市 同 7月28日まで
室 蘭 市 同
音 更 町 同 5月1日から7月7日まで
更 別 村 同 5月15日から7月14日まで
中 札 内 村 同 7月10日から9月15日まで
大 樹 町 同 7月31日から10月6日まで
別 海 町 同 4月3日から12月28日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
島 牧 村 平成18年4月3日から5月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第215号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
-------------	--

札幌市	平成18年4月17日から5月12日まで
鹿部町	同 4月3日から5月31日まで
函館市	同 5月1日から6月30日まで
木古内町	同 7月3日から8月31日まで
知内町	同
島牧村	同 4月3日から5月31日まで
寿都町	同
南富良野町	同 4月10日から6月30日まで
名寄市	同 6月12日から8月31日まで
士別市	同
当麻町	同
東川町	同
旭川市	同 7月3日から9月29日まで
中頓別町	同 4月3日から6月1日まで
置戸町	同 4月14日から7月14日まで
興部町	同 5月8日から7月28日まで
むかわ町	同 4月10日から6月30日まで
別海町	同 4月3日から12月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第216号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
-------------	--

江別市	平成18年5月15日から7月14日まで
八雲町	同 5月1日から7月31日まで
真狩村	同 4月3日から5月31日まで
蘭越町	同 7月3日から8月31日まで
留寿都村	同
喜茂別町	同
岩見沢市	同 5月8日から7月28日まで
滝川市	同
砂川市	同
芦別市	同
富良野市	同 4月10日から6月30日まで
美瑛町	同 5月8日から8月11日まで
苫前町	同 4月10日から6月30日まで
羽幌町	同
初山別村	同
遠別町	同
稚内市	同 4月3日から7月28日まで
小清水町	同 6月16日まで
湧別町	同 8月14日から11月17日まで
安平町	同 5月8日から7月28日まで
登別市	同
新冠町	同 8月1日から10月31日まで
帯広市	同 5月22日から7月21日まで
豊頃町	同 6月12日から8月4日まで
大樹町	同 8月18日まで

広 尾 町	平成18年 7 月 3 日から 8 月25日まで
釧 路 町	同 5 月22日から 7 月14日まで
標 茶 町	同 4 月 3 日から 7 月14日まで
根 室 市	同 8 月31日まで
標 津 町	同 4 月17日から 9 月 8 日まで
中 標 津 町	同 6 月19日から12月20日まで
別 海 町	同 7 月 3 日から12月28日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				
北 広 島 市	平成18年 5 月15日から 6 月 9 日まで				
島 牧 村	同 4 月 3 日から 5 月31日まで				
天 塩 町	同 6 月 5 日から 7 月28日まで				

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第217号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実 施 の 目 的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				
当 別 町	平成18年 6 月26日から 7 月21日まで				
八 雲 町	同 6 月 1 日から 7 月31日まで				
長 万 部 町	同				
上 湧 別 町	同 6 月19日から 8 月29日まで				
遠 軽 町	同 6 月21日から 8 月31日まで				
斜 里 町	同 6 月26日から 9 月 5 日まで				
網 走 市	同 6 月28日から 9 月 7 日まで				
津 別 町	同 6 月30日から 9 月 8 日まで				
弟 子 屈 町	同 4 月 3 日から 5 月 2 日まで				
鶴 居 村	同 6 月12日から 7 月14日まで				

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。
ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実 施 の 目 的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				
当 別 町	平成18年 6 月26日から 7 月21日まで				
八 雲 町	同 6 月 1 日から 7 月31日まで				
長 万 部 町	同				
せ た な 町	同 4 月10日から 6 月23日まで				
今 金 町	同				
泊 村	同 5 月 1 日から 6 月30日まで				
積 丹 町	同				
長 沼 町	同 4 月 3 日から 7 月28日まで				
妹 背 牛 町	同				

上 川 町	平成18年 6 月 1 日から30日まで
鷹 栖 町	同 7 月 3 日から31日まで
当 麻 町	同
比 布 町	同
東 川 町	同
美 瑛 町	同
上 湧 別 町	同 6 月19日から 8 月29日まで
遠 軽 町	同 6 月21日から 8 月31日まで
斜 里 町	同 6 月26日から 9 月 5 日まで
網 走 市	同 6 月28日から 9 月 7 日まで
津 別 町	同 6 月30日から 9 月 8 日まで
洞 爺 湖 町	同 4 月17日から 6 月30日まで
安 平 町	同
新 冠 町	同 4 月 3 日から 7 月31日まで
新 ひ だ か 町	同
音 更 町	同 4 月24日から 6 月16日まで
土 幌 町	同 4 月 3 日から 5 月26日まで
上 土 幌 町	同 5 月 8 日から 6 月30日まで
新 得 町	同 5 月 1 日から 6 月23日まで
中 札 内 村	同 5 月15日から 7 月 7 日まで
大 樹 町	同 4 月 3 日から 5 月26日まで
池 田 町	同 4 月10日から 6 月 2 日まで
本 別 町	同
陸 別 町	同 5 月 1 日から 6 月23日まで
帯 広 市	同 4 月24日から 6 月16日まで
弟 子 屈 町	同 4 月 3 日から 5 月 2 日まで
鶴 居 村	同 6 月12日から 7 月14日まで
別 海 町	同 5 月15日から 8 月18日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第218号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年 3 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

腐蛆病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

共 和 町 平成18年 6 月 1 日から30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第219号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、高病原性鳥インフルエンザの予察のための検査を受けることを命ずる。

平成18年 3 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域及び実施の期日

実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北 海 道 一 円 平成18年 4 月 3 日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で採卵の用に供する鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第220号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬バラチフスの予防のための注射を受けることを命ずる。

平成18年 3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

馬バラチフスの発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

釧 路 町 平成18年 4月3日から 7月31日まで

厚 岸 町 同

浜 中 町 同

標 茶 町 同

弟 子 屈 町 同

鶴 居 村 同

白 糠 町 同

釧 路 市 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬バラチフスの発生地域及びその周辺地域で抗体調査等から緊急に血清注射を要する馬。

4 実 施 の 方 法

(1) 注射は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。

(2) 注射は、馬バラチフス血清の皮下注射とする。

北海道告示第221号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成18年 3月20日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び宗谷支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第703号のうち、枝幸地域の事項を次のように改める。

枝幸地域

枝幸町の区域のうち、都市計画法で定める用途地域（平成16年枝幸町告示第24号により変更告示された後の用途地域）、国有林野の区域、宗谷地域森林計画の枝幸町有林野の34（一部の区域に限る。）、35（一部の区域に限る。）、36（一部の区域に限る。）及び37から39までの林班の区域、宗谷地域森林計画の枝幸町の民有林野の3、4（一部の区域に限る。）、5から8まで、9（一部の区域に限る。）、10（一部の区域に限る。）、11（一部の区域に限る。）、12（一部の区域に限る。）、13（一部の区域に限る。）、14（一部の区域に限る。）、15（一部の区域に限る。）、20、21（一部の区域に限る。）、22（一部の区域に限る。）、23（一部の区域に限る。）、196から200まで及び211から213までの林班の区域並びに宗谷地域森林計画の歌登町の民有林野の36、41、42、45から48まで、50から58まで、93、94、96から100まで、166、169、170、179、180、199から203まで及び213林班の区域を除いた区域

2 昭和45年北海道告示第2678号のうち、歌登地域の事項を削る。

北海道告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、門別町土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成18年 3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名	住 所	変 更 前		変 更 後	
		変	更	変	更
監事の別					
理 事 郡司 啓	沙流郡門別町富川東2丁目1番41号			沙流郡日高町富川東2丁目1番41号	
同 上田 和弘	沙流郡門別町字清畠146番地			沙流郡日高町字清畠146番地	
同 坪田 信作	沙流郡門別町字豊郷258番地の4			沙流郡日高町字豊郷258番地の4	
同 藤原 恒男	沙流郡門別町字旭町67番地の2			沙流郡日高町字旭町67番地の2	
同 姉川 規晃	沙流郡門別町字豊田92番地2			沙流郡日高町字豊田92番地2	
監 事 竹島 幸治	沙流郡門別町富川西1丁目3番13号			沙流郡日高町富川西1丁目3番13号	
同 田中 義光	沙流郡門別町字正和237番地4			沙流郡日高町字正和237番地4	

北海道告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年 3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日 土 地 改 良 区 名

平成18. 3. 6 富良野土地改良区
同 旭川土地改良区
同 18. 3. 9 深川土地改良区

北海道告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、平成18年3月22日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
比 布	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きよ、区画整理、農業用排水）	北海道上川支庁
川 北	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道根室支庁
新 中	畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（区画整理）	同
崎 無 異	草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同

北海道告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成18年3月22日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
-------	-----------	---------

水 沢 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（区画整理、暗きよ、土層改良） 北海道上川支庁

中 央 幕 別 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、土層改良、区画整理） 北海道十勝支庁

士 幌 北 生 農地保全整備（農地保全） 同

北海道告示第226号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
今 金 北	中山間地域総合整備（農道）	平成15.11.20
同 同	（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きよ）	同 16. 1.20

北海道告示第227号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。
平成18年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

古潭漁港（厚田村）の項、厚田漁港（厚田村）の項中「（厚田村）」を「（石狩市）」に改める。
濃昼漁港（浜益村）の項、浜益（浜益地区）漁港（浜益村）の項、浜益（群別地区）漁港（浜益村）の項及び幌漁港（浜益村）の項中「（浜益村）」を「（石狩市）」に改める。
塩谷漁港（小樽市）の項を次のように改める。

塩谷漁港（小樽市）	北防波堤、西防波堤、外防波堤、南防波堤、西防波堤南端西側角と外防波堤東端南側角を結ぶ直線、外防波堤西端南側角と南防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

寿都漁港（寿都町）の項を次のように改める。

平成18年3月17日（金曜日）

北 海 道 公 報

第1756号 35

寿都漁港 （寿都町）	北外防波堤②、中突堤、北外防波堤①、北防波堤、 中突堤北端東側角と北外防波堤①西端西側角を結ぶ直 線、北防波堤東端南側角と船揚場南端東側角を結ぶ直 線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸 域	漁船以外の船舶

須築漁港（瀬棚町）の項、美谷（瀬棚）漁港（瀬棚町）の項、吹込漁港（瀬棚町）の項及び中歌漁港（瀬棚町）の項中「（瀬棚町）」を「（せたな町）」に改める。

鵜泊（鵜泊地区）漁港（北檜山町）の項及び鵜泊（太檜地区）漁港（北檜山町）の項中「（北檜山町）」を「（せたな町）」に改める。

太田漁港（大成町）の項、上浦漁港（大成町）の項、上浦（都）漁港（大成町）の項、久遠漁港（大成町）の項、宮野漁港（大成町）の項、平浜漁港（大成町）の項、白泉漁港（大成町）の項及び長磯漁港（大成町）の項中「（大成町）」を「（せたな町）」に改める。

関内漁港（熊石町）の項、熊石漁港（熊石町）の項、泊川漁港（熊石町）の項及び相沼漁港（熊石町）の項中「（熊石町）」を「（八雲町）」に改める。

当別漁港（上磯町）の項、茂辺地漁港（上磯町）の項及び上磯漁港（上磯町）の項中「（上磯町）」を「（北斗市）」に改める。

小安漁港（戸井町）の項、釜谷（戸井）漁港（戸井町）の項、汐首（汐首地区）漁港（戸井町）の項及び戸井漁港（戸井町）の項中「（戸井町）」を「（函館市）」に改める。

日浦漁港（恵山町）の項、大瀬漁港（恵山町）の項、女那川漁港（恵山町）の項、山背泊漁港（恵山町）の項及び恵山漁港（恵山町）の項中「（恵山町）」を「（函館市）」に改める。

古部漁港（南茅部町）の項、木直漁港（南茅部町）の項、尾札部（尾札部）漁港（南茅部町）の項、尾札部（黒鷲岬）漁港（南茅部町）の項、川汲（川汲地区）漁港（南茅部町）の項、川汲（安浦地区）漁港（南茅部町）の項、臼尻漁港（南茅部町）の項、大舟（大舟地区）漁港（南茅部町）の項及び大舟（美呂泊地区）漁港（南茅部町）の項中「（南茅部町）」を「（函館市）」に改める。

沼尻漁港（砂原町）の項、砂原漁港（砂原町）の項及び掛瀬漁港（砂原町）の項中「（砂原町）」を「（森町）」に改める。

虻田漁港（虻田町）の項中「（虻田町）」を「（洞爺湖町）」に改める。

鶴川漁港（鶴川町）の項中「（鶴川町）」を「（むかわ町）」に改める。

富浜漁港（門別町）の項、門別漁港（門別町）の項及び厚賀漁港（門別町）の項中「（門別町）」を「（日高町）」に改める。

静内漁港（静内町）の項、東静内漁港（静内町）の項及び春立漁港（静内町）の項中

「（静内町）」を「（新ひだか町）」に改める。

三石（越海）漁港（三石町）の項、三石（三石）漁港（三石町）の項及び鳶舞漁港（三石町）の項中「（三石町）」を「（新ひだか町）」に改める。

常呂漁港（常呂町）の項、常呂河口漁港（常呂町）の項及び栄浦漁港（常呂町）の項中「（常呂町）」を「（北見市）」に改める。

サロマ湖（第 1 湖口地区）漁港（常呂町・湧別町）の項中「（常呂町・湧別町）」を「（北見市・湧別町）」に改める。

北海道告示第228号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年 3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 中川郡中川町・白糠郡白糠町（以上 2 町国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 3(1) 解除予定保安林の所在場所 | 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 4(1) 解除予定保安林の所在場所 | 新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 河川管理施設用地とするため |
| 5(1) 解除予定保安林の所在場所 | 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 河川管理施設用地とするため |
| 6(1) 解除予定保安林の所在場所 | 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 農道用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに北見市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 廃川敷地等の位置の事項中「3480番の1、」を削る。
4 廃川敷地等の種類及び数量の事項中「17,691.70」を「17,459.45」に改める。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第6号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。
なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。
平成18年 3月17日
北海道石狩支庁長 三 好 昇

住 所	名 称	氏 名	登 録 番 号	主たる営業所の所在地
札幌市西区山の手1条12丁目10番43号 ショパンシャトー山の手 203号	ステップ	小倉 強史	北海道知事(1)石第02810号	札幌市中央区南10条西10丁目1-20 さくらビル 2階

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年 3月17日
北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
北海道人事委員会規則13－60
北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。
第11条第1項第15号中「いう」を「いい、その子に健康診査等で人事委員会が定めるものを受けさせる際これに付き添うことを含む」に改める。
附 則
この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年 3月17日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
北海道人事委員会規則13－61
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。
第11条第1項第15号中「いう」を「いい、その子に健康診査等で人事委員会が定めるものを受けさせる際これに付き添うことを含む」に改める。
附 則
この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第43号
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年 3月20日から施行する。
平成18年 3月17日
北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表旭川方面枝幸警察署の項中
「

小頓別	同 字小頓別
-----	-----------

」を「

小頓別	同 字小頓別 233番地1
-----	---------------------

」に、
「

歌 登	同 歌登町 西町120番40	同 歌登町東町、南町、西町、桧垣町、西歌登、中央、パンケナイ、本幌別、毛登別、東歌登、辺毛内、志美宇丹、大奮、豊沃、上徳志別及び大曲
-----	-------------------	--

」を
「

歌 登	同 枝幸町 歌登西町120番地40	同 枝幸町歌登東町、歌登南町、歌登西町、歌登桧垣町、歌登西歌登、歌登中央、歌登パンケナイ、歌登本幌別、歌登毛登別、歌登東歌登、歌登辺毛内、歌登志美宇丹、歌登大奮、歌登豊沃、歌登上徳志別及び歌登大曲
-----	----------------------	--

」に改める。

北海道警察本部告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年3月17日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 パーソナルコンピュータの落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

(2) 落札を決定した日

平成18年2月6日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社 HBA

イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

(4) 落札金額

2,875,950円(月額)

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成17年12月27日付け北海道警察本部告示第190号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

2 オンラインネットワーク用端末装置の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

オンラインネットワーク用端末装置の賃貸借 一式

(2) 落札を決定した日

平成18年2月6日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社 HBA

イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

(4) 落札金額

1,542,450円(月額)

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成17年12月27日付け北海道警察本部告示第191号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

